

第 2 3 回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日 (月) 新発田市役所別館 2 階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 第 2 4 回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数 5 名) (出席数 5 名)	委員長 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 伊藤 秀夫 (弁護士) (出席) 委員 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 丸山 元嗣 (公募委員) (出席) 委員 芹野 暁子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成 2 3 年 5 月 1 日 ~ 平成 2 3 年 8 月 3 1 日	
抽出案件	9 件 (対象工事総件数 1 0 7 件)	
制限付 一般競争入札	6 件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第 5 号 七葉共同調理場新築 (空調設備) 工事 ・教受繰第 1 2 号 佐々木中学校管理・普通教室棟耐震補強及び大規模改修 (電気設備) 工事 ・建公第 2 号 豊浦支所 2 F 大会議室他空調機改修工事 ・教受第 9 号 七葉小学校バルク貯槽設置工事 ・下補第 4 号 公共ます設置 (1 0 2) 工事 概算設計 (全体) ・改老第 1 号 老朽管更新事業その 8 6 工事
公募型 指名競争入札	0 件	
通常 指名競争入札	0 件	
随意契約	3 件	<ul style="list-style-type: none"> ・下環受第 1 号 新発田市し尿等下水道投入施設造成工事 概算設計 (全体) ・集宮補第 1 号 農集排宮古木浄化センター処理機能調整工事

		・配水第1号 総合監視制御システム大規模改修工事
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申内容	特になし	
その他	傍聴者2名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>入札監視委員会委員長の互選について</p> <p>山田委員に決定。 また、山田委員長の指名で委員長職務代理を八木委員に決定。</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>(制限付き一般競争入札6件について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式を採用する基準は。 ・価格評価点はどのように算定されるのか。 ・価格評価点と技術評価点の点数配分はどのように決められているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式とする工事の基準については、新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領の第3条、第4条に対象工事と選定方法を定めており、その対象となる工事の中から、担当課が業者の技術力を重視したい工事や、業者に独自の工夫を求めたい工事を選定して総合評価落札方式を採用している。 なお、総合評価落札方式で入札する場合は、学識経験者に意見を聴かなければならないため、入札までにそれなりの時間を要することになる。 ・価格評価点の算定方法については、新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領第9条第3項に定められており、最低制限価格を下回る入札金額を除いた最低価格を最高得点とし、最低価格を入札価格で除した比率に配点を乗じたものが価格評価点となる。 ・新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領の運用基準で定めており、技術評価点の上限は、簡易(実績)型の場合は15点、簡易(提

意見・質問	回答
<p>(教受第 5 号 七葉共同調理場新築(空調設備) 工事)</p> <p>・一者しか最低制限価格と予定価格の範囲に入っていないのが問題である。予定価格や最低制限価格は公表しているか。</p> <p>・辞退した業者の理由は。</p>	<p>案) 型の場合は 20 点と定められている。価格評価点は簡易(実績) 型の場合は 85 点、簡易(提案) 型の場合は 80 点としている。</p> <p>・予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格は入札前には一切公表していない。以前は入札前に公表したことがあったが、結果として、業者が積算する努力をせず、安易に最低制限価格を入札価格にする懸念があった。</p> <p>工事の円滑な施工と品質の確保には、業者の適正な積算が最も重要であるため、事前公表をやめた経緯がある。なお、契約締結後には予定価格や最低制限価格などを事後公表している。</p> <p>一者しか予定価格の中に入らなかったことについては、業者側の積算価格と市の積算価格でどこが違うのか、入札を終えた案件で調査をしている。</p> <p>・辞退の理由については聞いていないが、他の案件で辞退した理由を聞いたところでは、他に大型案件があったことや、技術者の配置が困難などであった。</p>
<p>(教受繰第 12 号 佐々木中学校管理・普通教室棟耐震補強及び大規模改修(電気設備) 工事)</p> <p>・教受繰第 12 号の工事は総合評価落札方式で発注しているが、同様の工事で金額もほぼ同じ工事では、総合評価落札方式を採用していないものがある。理由は何か。</p>	<p>・教受繰第 12 号の工事は前年度予算の繰越工事であり、早い時期に発注できた工事であるため、総合評価落札方式を採用した。しかし、他の同様の工事では現年度予算での執行であり、また、夏休み期間でほぼ工事を完成させなければならない制約があり、総合評価</p>

意見・質問	回答
<p>・ 教受繰第 1 2 号の工事についても、一者しか予定価格を下回っていないことは、不審に思える。</p> <p>総合評価落札方式による入札で、複数の業者が予定価格の範囲内に収まっているものは何件あるのか。</p> <p>(建公第 2 号 豊浦支所 2 F 大会議室他空調機改修工事)</p> <p>(教受第 9 号 七葉小学校バルク貯槽設置工事)</p> <p>(下補第 4 号 公共ます設置(1 0 2)工事概算設計(全体))</p> <p>・ 建公第 2 号の工事は予定価格以内が一者だけであり落札率が 9 9 . 8 2 %、教受第 9 号の工事も予定価格以内が一者だけであり、落札率が 9 9 . 0 5 %、下補第 4 号では、予定価格以内が 2 者あるが、1 0 0 %の落札率になっている。以前の談合事件でも、1 0 0 %の落札率であった。</p> <p>予定価格を公表していないのに、9 9 %以上の落札率がこれほどまであるものなのか。</p> <p>・ 工事を発注する際に仕様書が公表されており、ソフトに数量を入れれば価格が計算されるようになっているから、予定価格と入札価格がほぼ一致してくるのであろう。価格を安くするかどうかは業者の企業努力と思う。予</p>	<p>落札方式では、入札までに時間を要してしまうことから、採用しなかった。</p> <p>・ 資料を持ち合わせていない。総合評価落札方式の工事については、次回から全案件の入札公表結果調書を資料に加える。</p> <p>・ 当市では設計価格の参考として、県の積算基準を採用しているが、県の積算基準はほとんどが公表されている。また、コンサル関係の積算基準も公表されており、とりわけコンサル関係の入札では入札価格が最低制限価格と同額になることが多くある。積算基準が公表されていることと、業者の積算レベルが向上しているため、容易に設計価格を推定できると思われる。</p> <p>予定価格の妥当性と競争性の課題として、県の積算基準に載っていないものは、事前に業者から徴収する見積価格を参考に設計価格を積算していることから、設計価格が安い価格になっていないか、今後、検証していかなければならないと考えている。</p> <p>・ 予定価格を事前公表している自治体はあり、官製談合防止や透明性の確保としては効果がある。しかし、業者が積算をせず、安易に最低制限価格を入札価格とする懸念があることから、国や県では予定価格の事前公表</p>

意見・質問	回答
<p>定価格を公表して抽選した方が早いのではないか。</p> <p>・積算基準が公表されているので、全業者が同じ入札価格になると思うが、業者の入札価格が少しずつ上がって、素人が見る限りではきれいに並んでいるような感じである。</p> <p>見積を請け負う専門の会社があり、そこで見積を作ってもらい、持ち帰って業者が価格を決めているのであろう。</p> <p>・規模の小さな業者が参加する入札でも、総合評価落札方式を採用すべきではないか。今後、要望していきたいと思う。</p> <p>(改老第1号 老朽管更新事業その86工事)</p> <p>・改老第1号の工事は、予定価格が4千4百万円もの大きな工事であるが、参加業者が9者しかいないものなのか。辞退理由は分からないものか。</p> <p>(配水第1号 総合監視制御システム大規模改修工事)</p> <p>・予定価格が高いが、どのようにして予定価</p>	<p>をやめ、事後公表に切り替えるよう指導をしているところである。</p> <p>・入札にあたり、業者から入札価格の根拠である内訳書を提出してもらい、入札価格を独自で積算しているか点検をしている。なお、内訳書が無いものは当然失格にしている。</p> <p>内訳書の中の直接工事費は、県の積算基準により、市の設計価格に近くなるが、諸経費には会社の独自性が表れてくる。たまたま、会社から工事現場が近いという理由や他の工事で仮設部分が使えるなどの条件で諸経費に差がでてくる。そういったことを含め、業者独自で内訳書を作成しているかチェックしている。</p> <p>・過去に1億5千万円以上の大きな工事について、辞退理由を聞いたことがある。</p> <p>理由としては、入札に参加したものの、他に大きな工事があり、技術者を配置できなかった。積算期間が足りなかった等の理由があった。</p> <p>制限付き一般競争入札とし、できるだけ多くの業者に参加してもらい、競争性を高めるため、参加も辞退も自由とし門戸を広げている。</p> <p>・液晶の監視装置はメーカーからの見積の数</p>

意見・質問	回答
<p>格を決めたのか。</p> <p>・一者しか施工できないものであるが、メーカーの定価の中には利益も入っていると思うが、値引きの交渉はできないものか。</p> <p>・予定価格より、契約金額が7百万円くらい下がっているが、ソフトウェアを新規に作ると、9千9百万円かかるが、既存ソフトウェアの修正であるため、9千2百万円になるのか。</p> <p>・水道局は随意契約が多いが、既存の装置を使いながら工事をするため、既存の装置のメーカーとの随意契約になるのか。</p> <p>・極端な話であるが、政府が調達した数十億円の工事を低価格で応札して、システムの保守点検費用で利益を取り戻す業者がいたようである。 装置が複雑であり、全部を入れ替えるのが難しいのか。</p>	<p>字を使っており、設置費用に係る工事については、県の積算基準を採用しており、それらを積み上げて予定価格を決定している。</p> <p>・一者との随意契約の際も、予定価格を伏して価格の交渉をし、予定価格を超えれば、再度、価格の提示をお願いしている。予定価格を伏せることで、落札率が92.65%まで下がったものとする。</p> <p>定価が妥当であるのか、定価を下回る市場価格がないのか、これらは担当課が良く調べていかなければならないと考えている。</p> <p>・全部システムを取り換えた場合は、9千9百万円ではできない。全面的に取り換えた場合と改修した場合の価格を比較し、悪い部分を改修した方が良いという判断をした。 総合監視制御システムを使用しながら改修しなければならないため、一者との随意契約となった。</p> <p>・全面的に機器を入れ替えるものであれば、随意契約の必要が無いが、全面的な入れ替えを行った場合、単年度に飛び抜けた金額が出てしまう。50年、60年を経過した配水場や浄水場を全面的に造り直すのであれば、随意契約の必要はないが、なかなかそういうわけにはいかない状況である。</p> <p>・お金があり、一度に全部入れ替えることができれば、そうしたいところであるが、水道料金の値上がりにも影響するため、なかなか実施できないところである。</p>

意見・質問	回答
<p>(全体を通して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・談合事件の直後は、落札率が平均80%台になったが、落札率がまた上がってきている。また、予定価格が漏れることのないように気を付ける必要がある。業者も生き残りをかけていると思うので、市側も注意しなければならぬ。 ・落札業者の審査では、落札業者の直近の資産状況、せめて貸借対照表でも付けてもらえば、分かりやすいと思う。 ・総合評価落札方式の目標件数は。 ・総合評価落札方式で落札した案件の落札業者・価格・点数などを積み上げた一覧表をいただけないか。 ・新発田市は新潟市のような多くの混合ランクが無く、ほとんどが、同じランク同士で入札をしているので総合評価落札方式の技術評価点に差が開くような問題は生じないと 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスについては、職員倫理条例(新発田市政における法令遵守の推進等に関する条例)が施行され、条例に基づいて仕事をしている。平成21年には公正取引委員会から講師を招き、係長以上の職員を対象にコンプライアンスと官製談合防止の研修を2回に分けて行い、コンプライアンスの徹底を図っている。 ・国では、金融機関等の審査を導入した入札ボンド方式を採用する流れがあるようであるが、市では、ボンド方式に変わるものとして、県が1年に1回、業者の経営状況を審査する経営規模等評価通知書を利用している。2年に1回の入札参加登録の登録申請及び入札の資格審査の度に、経営規模等評価通知書を提出させ、業者の経営状況を見ている。 ・今年度40件を目標にしている。国では100%近く総合評価落札方式を採用している。県でも件数は非常に多い。価格競争だけでなく、技術力や工事成績の良い業者が落札者になれるメリットがある。 総合評価落札方式の資料作成や学識経験者への意見照会など時間がかかるデメリットがあるため、全ての工事に適用できるものではないが、拡充をしていきたいと考えている。 ・内部資料として作成しているものがあるので、次回の委員会で2月末現在くらいのものを提出したい。 ・新潟市では、B・C・Dランクが混合する形での発注があったようである。新発田市発注の土木一式工事では、ランクがA・B・C別に分離されている。ただし、建築一式工事

意見・質問	回答
<p>思うかどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『B又はC』の混合ランクでCが落札しているので問題はないかと思う。 ・総合評価落札方式の試行となっているが、確定するのはいつ頃か。 ・総合評価落札方式において、学識経験者の意見照会で時間がかかるとのことだが、どのような内容を聞き、回答をもらっているのか。 ・学識経験者の意見照会の条文は有益であると認識しているか。 <p>(2)第24回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の事案抽出を伊藤委員に委任。 <p>4 閉会</p>	<p>では『B又はC』、電気工事と管工事については、『A又はB』、『B又はC』の混合ランクがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国でも試行段階であり、評価項目や評価点の配分が現行のものでいいのか、結論が出ていない。 市独自に進めることも可能であるが、市は県に比べ件数が少なく、国との連携も必要であり、調整をはかりながら進めていく必要があるため、本格実施には至っていない。 ・入札公告に掲載する工事概要、選定理由、施工上の工夫などを主に説明し、助言をいただいている。 ・学識経験者の意見照会については、地方自治法施行令に定めがあり、有益であると認識している。